

## 令和7年度第4回大規模小売店舗立地審議会議事録

日 時：令和7年11月20日（木）10時00分～11時10分  
場 所：徳島県職員会館 視聴覚室  
議 題：大規模小売店舗立地法に基づく届出に係る審議  
「（仮称）クスリのアオキ北島田店」の新設届出  
「スーパーセンタートライアル板野店」の新設届出  
出席委員：名田委員、兵頭委員、吉田委員、岡部委員、藤代委員、瀧川委員  
県出席者：（事務局）経済産業部 企業支援課  
(大規模小売店舗立地連絡会員) 関係各課

■審議の前に、前回審議会での「キョーエイ藍住店」の留意事項（届出失念に対する再発防止の具体的な対応策）について、事務局より説明。

事務局：核テナントの株式会社キョーエイを中心にテナント間の状況共有を行うとともに、株式会社キョーエイにて、同法手続きに係る担当者を設け、県内の対象店舗にて、敷地内の変更がないか定期的に確認を行い、変更等の届出が必要な可能性が生じた場合には、県やコンサルティング会社等に相談を行うと報告を受けた。また、県においても、市町村と連携を行い、開店後店舗の運営等のチェック体制を整えていく。

委 員：核テナントであるキョーエイでの対応となっているが、報告書の届出者に株式会社キョーエイが含まれていないのは不自然。

事務局：今回の変更はあくまでキョーエイ以外のテナントの変更のためであるが、対策を行うキョーエイが入っていないのも矛盾しているため、届出者に追加してもらい、再度提出いただくようとする。

### ■議題1

「（仮称）クスリのアオキ北島田店」の新設届出について

事務局より大規模小売店舗立地法に基づく届出の概要を説明後、審議に入った。

委 員：敷地南側の空いている砂利敷地について、駐車場との境界地にフェンスなど何も立たないのか。

事務局：立つ予定はない。防犯関係でカメラ等の設置の予定もない。立ち入り禁止を知らせるためにポールなどは置いておいた方がよいと考える。

委員長：立ち入り禁止の措置が必要ですね。人が通れる上に夜間も営業しているため、空き地とはいえ、真っ暗では危険のため照明が必要と感じます。

事務局：照明があると、逆に何かあるのではと、お客様が寄ってくる可能性もある。

委員長：では尚更、人や車が入れないようにフェンスを立てる必要があると思います。

委員：フェンスを立てる費用と、もし空き地に何か店舗が新設されれば、撤去費用もかかるため、事業者の負担が大きいのでは。

事務局：従業員用の駐車場として利用される可能性もある。

委員長：では、ポールなどを置いて、境界を明確にして立ち入り禁止の措置をしてもらうようにしましょう。

委員長：ほかにご質問ありますでしょうか。

委員：駐車場の夜間の利用制限区画について、車が入れないように何か対策はされるのか。

事務局：コーンなどを設置することとなっている。

委員長：ほかにご質問ありますでしょうか。

委員：出入口が2箇所あるが、南側だけ右折禁止の看板を設置する意図がわからない。右折を禁止するなら北側の出入口も合わせるべきでは。交通に詳しくはなく、個人的な意見であるが。

委員：北側の出入口は車の動線が交わることがないため、こちらは左折出庫可にしていいのだと思う。南側の看板は右折禁止とかではなく、左折のみとかの方がわかりやすいと思う。

委員：右折禁止というと否定的で、頭の中で一度整理する必要があるため、時間もかかりますもんね。

委員長：では、看板の記載は「右折禁止」ではなく、「左折のみ」にしてもらいましょう。

委員長：ほかにご質問ありますでしょうか。

委 員：荷さばき車両の動線が図面上は南側の出入口を利用することとなっているが、荷さばき業者が右折で出庫する必要がある場合、南側の出入口から右折すると思うが、右折禁止をどのように周知するのか。

委 員：荷さばき業者には、南側の出入口だけを利用し、看板の指示（右折禁止）にも従うように徹底してもらうのがよいかと。

委員長：そうですね。

委員長：ほかにご意見ありますでしょうか。

（質問、意見なし）

委員長：それでは、この案件につきましては、県の意見としてはなしと致しますが、参考まで、審議会の中で出された次の意見について、知事宛に申し添えることとします。

- ①敷地内南の空き地について、ポールなどを設置し、店舗側と境界を明確にして立ち入り禁止の措置を行っていただきたい。
- ②南側の出入口に設置する看板について、「右折禁止」ではなく「左折のみ」と表記いただきたい。
- ③荷さばき車両業者に、南側の出入口からは右折出庫せず、左折出庫に徹底するよう周知いただきたい。

委員長：この案件につきましては、県の意見としては無しといたします。

→意見なしで終了

## ■議題2

「スーパーセンタートライアル板野店」の新設届出について  
事務局より大規模小売店舗立地法に基づく届出の概要を説明後、審議に入った。

委 員：敷地北の出入口は、店舗東側の道路からの来店を考慮してほしいという意見があつて設置したものなのか。

事務局：意見があったからではなく、計画上既に設置予定だったもの。

委員長：倉庫からの南向きの照明はどの程度なのか。倉庫の南側駐車場には照明がなく、必要だと感じるが。

事務局：倉庫からの照明はそこまで大きくない。倉庫南側の駐車場は、従業員駐車場のため、あえて照明を設置していない可能性もあるが、お客様がそこに駐車する可能性もあるため、照明は必要と思う。

委員長：倉庫南側の駐車場の位置にも照明を設置してもらうようにしましょう。

委員長：ほかにご意見ありますでしょうか。

委員：敷地の西側に更地があるようだが、こちらは踏み入ることができるのか。

事務局：更地には入れないよう四方にフェンスが立っている。

委員長：ほかにご意見、ご質問ありますでしょうか。

（質問、意見なし）

委員長：それでは、この案件につきましては、県の意見としてはなしと致しますが、参考まで、審議会の中で出された次の意見について、知事宛に申し添えることとします。

・倉庫南側の駐車場付近にも照明を設置いただきたい。

→意見なしで終了